

第二次国土利用計画（佐久市計画）改訂方針

1 計画改訂の趣旨

平成 17 年 4 月 1 日、佐久市・臼田町・浅科村・望月町の 1 市 2 町 1 村が合併して誕生した新「佐久市」では、将来都市像「快適健康都市 佐久」の実現に向けて、平成 29 年 3 月に策定した第二次国土利用計画（佐久市計画）（以下「佐久市計画」という。）に基づき、総合的かつ計画的な土地利用を進めています。

佐久市計画は、第二次佐久市総合計画の改訂や社会情勢の変動により、見直しを行うものとされていることから、令和 4 年 3 月をもって策定から 5 年が経過することを機に、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と調和のとれた持続的発展を可能とするために必要な見直しを行うものです。

2 第二次国土利用計画（佐久市計画）の構成と期間

佐久市計画は、国土利用計画長野県計画を基本として、第二次佐久市総合計画の将来都市像である「快適健康都市 佐久」の実現するため、本市の区域における国土の利用に当たって必要な事項を定めた計画です。

（1）基本方針

第二次佐久市総合計画の基本構想において、将来都市像の実現に向けて、総合的かつ計画的な土地利用を図るため、次の 6 点を土地利用の基本方針として定めています。

- ア 市土の特性を最大限に生かした土地利用の推進
- イ 都市的土地利用と自然的・農業的土地利用の調和
- ウ 安全な暮らしの確保と快適に住み続けられるまちづくり
- エ 地域の特徴を生かした機能の集約とネットワーク化
- オ 経済の活性化と地域社会の維持
- カ 豊かな暮らしを支える健康長寿のまちづくり

(2) 計画の内容

佐久市計画は、国土利用計画法第8条第1項及び同法施行令第1条第3項の規定に基づき、次の内容を定めています。

- ① 市域における土地の利用に関する基本構想
- ② 市域における土地の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- ③ ②に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(3) 目標年次

佐久市計画の目標年次は、第二次佐久市総合計画の基本構想（平成29年度～令和8年度）に即して、令和8年度としています。

なお、本計画は、第二次佐久市総合計画後期基本計画の策定に併せて、見直しを行うものとしています。

3 現状と課題

本市は、これまで佐久市計画に基づき、人口減少社会に対応するため、地域の特徴を生かした機能の集約とネットワークによるまちの形成を進めるとともに、本市の強みである健康長寿や快適な生活環境を生かすことにより、人口の維持・増加につながるまちづくりや土地利用を進めてきました。

また、高速交通網の活用による地域の活性化を図るため、中部横断自動車道や幹線道路の整備の促進や、地域の特産品である農作物や健康長寿を活用した取組を佐久ブランドとしてブランド化を図るとともに、広く発信しています。中部横断自動車道のインターチェンジ周辺や幹線道路沿線においては、交通の利便性の向上により、開発需要が高まっていることから、無秩序な開発を抑制し、地域の活性化、産業の振興に資する調和ある土地利用を進めています。

さらに、「災害が少ないまち」という特性を踏まえて、優良農地や田園里山景観の保全や自然環境との共生に努め、都市的土地利用と自然的・農業的土地利用との調和を図りながら、安心・安全で快適な生活を実現するための土地利用を進めてきました。

しかしながら、令和元年東日本台風により、佐久地域は記録的な豪雨に見舞われ、市内の河川の氾濫などにより、甚大な被害がもたらされ、災害に対する備えが極めて重要であることを再認識しました。

本市では、この台風災害の教訓を踏まえて、より強靱な地域づくりを行い、市民の安心・安全で快適な生活を実現するために、令和元年東日本台風災害からの復旧は、原形復旧でなく、改良復旧・機能強化に取り組むとともに、今後、発生が想定される大規模災害に備えて、防災減災対策を進め、「災害に強いまちづくり」に資する土地利用を図っていく必要があります。

4 改訂に当たっての基本方針

佐久市計画の改訂に当たっては、土地利用の基本方針が、平成29年度から令和8年度までの第二次佐久市総合計画の基本構想に位置付けられているため、目標値や記載内容の時点修正を基本とします。

ただし、関連する計画との整合性や本市の土地利用に大きな影響を及ぼす可能性のある次の視点に配慮しながら改訂を行います。

(1) 関連計画との整合性の確保

第二次佐久市総合計画後期基本計画や佐久市都市計画マスタープランなどと整合性を図りながら改訂を行います。

(2) 「災害に強いまちづくり」に資する土地利用

令和元年東日本台風などの自然災害による被害が発生し、今後も各種の大規模災害の発生が懸念される中、より強靱な未来を構築していくため、現在策定中の「佐久市国土強靱化地域計画」と整合を図りながら、BBB（ビルド・バック・ベター）の考え方に基づき、「災害に強いまちづくり」に資する土地利用を進めていく必要があります。

5 計画策定の進め方

計画の策定に当たっては、多様な主体の参画により計画策定を進めます。

(1) 総合計画審議会

学識経験者や各種団体の代表、公募委員からなる総合計画審議会を設置し、市長からの諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議を行います。

(2) 市民意識調査（アンケート）

市民アンケートを実施し、これまでの市の取組や今後の取組などに対する意向を把握して計画に反映します（総合計画のアンケート項目に加えて実施済み）。

(3) 住民説明会

住民説明会を開催し、計画改訂に関する意見交換や説明を行い、各地域の課題や意見・要望等を把握し、情報を共有することで地域の実情を計画に反映します。

(4) 意見・提言募集（パブリックコメント等）

計画改訂当初から、計画案に対する意見・提言を募集し、寄せられた意見等に対する市の考え方を公表するとともに、可能な限り計画に反映します。

6 策定体制

庁内における計画策定作業は、次の組織を中心として進めますが、職員は佐久市計画が本市の土地利用に関する行政上の指針となることを認識し、組織及び業務の枠組みに捉われることなく、全職員の創意と叡智を結集し、計画改訂に当たるものとします。

(1) 企画調整委員会

計画策定に関する調査・審議は、副市長を委員長とし、市長が任命した部長職により構成される企画調整委員会において行い、必要な調整を図ります。

(2) 土地調整幹事会

計画改訂に当たり、企画調整委員会が付託した事案や、あらかじめ研究及び調整を必要とする事案については、企画課長を幹事長とし、市長が任命した課長職から構成される土地調整幹事会において調査及び検討を行います。

(3) 事務局

事務局を企画部企画課に置き、計画改訂に関する全般の調整と庶務を行う。

【改訂体制図】

